

第十條 組合員ハ總會又ハ役員會ニ於テ決議シタル事項ノ通知アリタルトキハ之ヲ遵守スベシ

第四章 役員

第十一條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、聯合組合長 一名

二、副 長 二名

三、理 事 長

四、副理事長

五、理 事

第十二條 名譽顧問ハ總會ノ決議ニ依リテ推薦ス

第十三條 聯合組合長ハ本組合ヲ總統シ及ビ之ヲ代表ス

第十四條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十五條 理事長ハ組合長ノ指揮ニ依リ事務ヲ統轄ス

第十六條 副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十七條 理事ハ正副組合長ヲ補佐シ本組合ノ事務ヲ處理ス

第十八條 本組合ハ役員ノ外臨時委員ヲ選任スルコトヲ得之ヲ選任ノ方法ハ役員會ノ決議ニヨル

第十九條 本組合ニ有給書記ヲ置クコトヲ得

但シ之ヲ任免ハ役員ノ決議ニヨル

第五章 選舉

第二十條 聯合組合長副組合長ノ選舉ハ總會ニ於テ無記名投票ヲ以テス

第二十一條 理事長副理事長ハ理事中ヨリ互選ス

第二十二條 選舉ハ高點者ヲ以テ當選トス若シ其ノ得點同數ナルトキハ年長者ヲ以テ當選ト定ム

第二十三條 理事ハ各組合ニ二名宛トシ一名ハ組合長ヲ之ニ充テ一名ハ組合員ヨリ選出スルモノトス

但シ二十會以上ヲ有スル組合ニアリテハ二十會ヲ増ス毎ニ一名ヲ増員スルモノトス

第二十四條 役員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ理事會ニ於テ必要ト認メタルトキ補缺選舉ヲ行ヒ其ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

但シ役員全部辭任ノ場合ニハ後任者ノ決定ニ至ルマデ猶其ノ職ヲ行フ義務アルモノトス

第二十五條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ再選ヲ妨ゲズ

第二十六條 役員ハ總テ辭任スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ總會若クハ理事會ノ認メタル場合ハ此ノ限りニアラズ

第二十七條 理事中ヨリ左ノ擔任者ヲ互選ス

一、庶 務 五名

一、會 計 五名

一、附屬委員 五名

一、調査委員 十五名

第六章 會議

第二十八條 會議ヲ分チテ定期總會、定期理事會、臨時理事會ノ四トス

第二十九條 定期總會ハ毎年四月中之ヲ開催シ左ノ事項ヲ附議ス

一、前年度決算報告

一、豫 算 案

一、會務報告

一、其他總會ニ附スベキ事項

第三十條 臨時總會ハ五組以上ノ請求アリタルトキ其ノ他組合長又ハ理事會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開催ス
第三十一條 定期理事會ハ隔月一回之ヲ開キ臨時理事會ハ組合長又ハ理事長若クハ理事三分ノ一以上ニ於テ必要アリト認メタルトキ之ヲ開催ス

第三十二條 總會ハ組合員四分ノ一以上出席スルニ非サレバ開會スルコトヲ得ズ

第三十三條 理事會ハ理事二分ノ一以上出席スルニ非サレバ開會スルコトヲ得ズ

第三十四條 議決ハ多數決ニ依ル若シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十五條 總會ノ招集ハ組合長之ヲ掌リ又其議長トナル

第三十六條 總會ノ招集ハ開會五日前ニ討議スベキ議案、場所、時日ヲ通知スベシ

第三十七條 總會ノ決議ハ各組合ニ報告スルモノトス

第三十八條 理事會ノ決議ハ主要ナル事項ニ限り組合員ニ報告スルモノトス

第三十九條 總會ニ附スベキ違ナキ緊急事項ハ理事會ニ於テ決議シ次ノ總會ニ於テ承認ヲ求ムルモノトス

第四十條 組合員事故アルトキハ委任狀ヲ以テ之ヲ代理セシムルコトヲ得

第四十一條 前條ノ委任者ハ委任狀ヲ組合長ニ提出シ組合長ハ之ヲ總會ニ報告スルモノトス

第七章 入會及退會

第四十二條 東京府管内ニ於テ看護婦會ヲ設立シタルモノハ直ニ其ノ住所地ノ組合ニ入會ノ義務アルモノトス

第四十三條 本組合員ハ管外移轉、死亡、廢業ノ外退會ヲ許サズ

第四十四條 左ノ各項ニ該當スルモノアルトキハ戒告ヲ與ヘ尙ホ應ゼザルモノハ其筋ニ申告スルコトアルベシ

一、法令ニ違反シタルモノ

二、監督官廳ノ命令ニ従ハザルモノ

三、本則及ビ決議事項ヲ遵守セザルモノ

四、本組合ノ體面ヲ汚損スル行爲アリタルモノ

第八章 會 計

第四十五條 本組合會費ハ二看護婦會毎ニ一ヶ月金五拾錢宛トシテ其ノ納入期左ノ如シ但納入組合費ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返還セズ

第一期四月 金 參 圓

第二期十月 金 參 圓

第四十六條 現金ハ會計理事之ヲ管理シ理事會ニ於テ決議シタル銀行又ハ郵便局ニ貯金スベシ

第四十七條 新ニ入會シタルモノハ入會ト同時ニ組合費一期分ヲ即納スルモノトス

第四十八條 金錢ノ出納ハ組合長及理事長ノ承認ヲ受クルモノトス

第九章 事 業

第四十九條 本組合ハ救濟方法ヲ設ケ看護婦ノ不幸ヲ救濟スルモノトス

第五十條 本組合ニ教育機關ヲ設ケテ見習生ヲ教育シ及ビ一般看護婦ニ對シテ學術智識ノ涵養ニ資スル爲メ隔月毎ニ講演會ヲ開催スルモノトス

但シ前二條ニ關スル細目ハ別ニ之ヲ定ム

第五十一條 組合員吉凶アリタル場合ハ其ノ旨事務所ニ報告シ本組合ハ之レガ祝辭若クハ弔意ヲ表ハスベシ

第五十二條 所屬看護婦ノ善行ニ就イテハ理事會ノ決議ニ依リ適宜之ヲ表彰ス

第五十三條 本組合ハ機關雜誌ヲ發行スルモノトス

但シ雜誌代一ヶ月金 錢トス

第十章 雜 則

第五十四條 派出看護料

普通病 法定傳染病及結核癩

一 等 一日

二 等 一日

等外甲

等外乙

但シ『コレラ』『ペスト』『發疹室扶斯』ハ普通病看護料金ノ倍額トシ患者二名以上看護ノ場合ハ各料金ノ參割増トス

第五十五條 組合員ハ所屬看護婦ヨリ徵集スル費用及ビ範圍左ノ如シ

一、手 數 料 看護料ノ二割

一、會 費 月 額

一、食 費 實 費

但シ物價高低ニヨリ増減スルコトアルベシ

第五十六條 組合員ハ德義ヲ重ンジ他ノ看護婦會所屬看護婦ノ退會ヲ勸誘シ又ハ誘惑スベカラズ

第五十七條 看護婦會ニ依ル派出看護婦ハ必ズ專屬看護婦會ヲ定ムベシ

第五十八條 各組合員ハ看護婦ニシテ不良行爲アリタルトキハ其ノ事實ヲ當該組合長ニ申告スベシ

第五十九條 不良ノ行爲アリタル看護婦ニ對シ各所屬組合長ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ事實ヲ具シ本組合事務所ニ通知スル

モノトス

前項ノ場合ハ理事會ノ決議ヲ以テ組合員ニ通告シ且ツ其ノ筋ニ具申スルモノトス

第六十條 各組合員ハ前條ノ看護婦ヲ絕對ニ之ヲ使用セザルモノトス

第六十一條 本則ハ總會ノ決議ニ依リ改正増補ヲ爲スコトヲ得

ロ、大阪に於ける看護婦會の組織

大阪に於けるものも其組織は大體東京に於けると同様であつて看護婦會長の資格、會員の數、會則の定め等は殆んど同じである。唯東京と異なる點は大阪に於ては免許を有せざる者は普通看護婦會の會員となるこゝが出来ぬといふことである。即ち東京に於ては看護婦會で見習看護婦を養成し得ることになつてゐるが大阪では絶対に免許を有せざる者を會員とすることが出来ぬことになつてゐる。即ち『看護ノ業務並會務ニ干係セザル雇人ノ外看護婦ノ免許ヲ受ケザル婦女ヲ雇傭シ又ハ寄寓セシメザルコト』と云ふ規定があつて看護婦會長から云はしめるならば而も之れは可成り嚴重に取締られてゐることである。

處が會として此の規定に對して少からず不都合を感じてゐるものゝ如く、例へば有資格者として取扱はるゝものは年齢で云へば満十八歳である。ところが病院其他の看護婦養成所を卒業して早いものは年齢十八歳で義務を終へる又試験に合格したもので年齢満十八歳未満のものがある、が其間のものはみすゝ會に入れることが出来ず其人達はその間遊び暮すよりは他に移り易く、要するに會員を入れるに少からず不都合を感じるものである。又年齢満十八歳以上等と區切られると勤続年限が短くなり従つて移動がはけしく絶えず募集しなければならなくなる爲め優良なる會員を以て優良なる會風を築かうとする會長の不都合を唱へるものがある。然し之らの事は未だ充分考慮の餘

地があるにしても其の實何しかして年齢不足其他無資格なものを欺いて入れてゐるところが少くないといふ様に思はれる點がないでもない。又大阪には斯くの如き規定のある一方に於ては准看護婦會云ふ特殊の看護婦會が認められてゐる。之は正看護婦、准看護婦の外に無資格無免許の病人附添婦をも會員としてゐるものであつて、現在市内に三つの會があり其中會員四、五百名(但名簿上)をも有するものがある。この准看護婦會は主として病院の附添婦を紹介するものであつて而も會長は男である。而して何れも紹介營業者としての免許をも併せ有する者であつて此兩方の資格に依り巧に兩規定を利用して甘い汁を吸つてゐるといふ觀があるのである。即ち會員としては入會を申込んで來たものを殆んど總て名簿にのせて會員となし、月に會費一圓を徴集し、病院其他からの附添申込に従つて會員を派出させるといふ形である。勿論會員は凡て自家或は下宿其他に起居し紹介のあるを待つものである。次に大阪に於ても府令に従ひ府下の看護婦會は全部で一つの組合を組織することになつてゐる。その組合規約は次の如きものである。

大阪府看護婦會組合規約

第一章 目的

第一條 本組合ハ大阪府管内ニ於テ設立認可ヲ受ケタル各看護婦會ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ヲ大阪府看護婦組合ト稱シ事務所ヲ當分ノ内組長宅ニ置ク

第三條 組合業務ノ統一ヲ計リ看護婦會及看護婦ニ關スル諸令達ヲ勵行シ且ツ諸種ノ弊習ヲ矯正スルト共ニ進ンデ業務ヲ改善シ組合員相互ノ和親ト福利増進スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、補習機關ヲ設ケ學術ヲ修養スルコト

二、時々講演會ヲ開キ一般看護婦ノ學術ト徳性ヲ涵養スルコト

三、組合員間ニ於テ看護婦供給上不正ノ競争又ハ會員ノ爭奪ヲ防止スルコト

四、不良看護婦會ノ入會ヲ防止スルコト

五、組合報ヲ發行スルコト

六、救護班ヲ組織シ公衆衛生ニ貢獻スルコト

七、監督官廳ノ命令ヲ傳達スルコト

八、組合員又ハ其ノ所屬看護婦ノ表彰又ハ救済ヲ爲スコト

第二章 組合員

第五條 本規約ニ於テ組合員ト稱スルハ各看護婦會長ヲ指示スルモノトス

一、本組合ニ加入スル時ハ末尾様式ニヨリ會員名簿ヲ添エ届出ズベシ會員ニ異動アリタル時亦同ジ

二、新ニ看護婦會ヲ設立認可ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ其會長ヨリ本組合ニ加入ノ届出ヲ出スベシ

第六條 本組合員ニシテ死亡廢業等ノ場合ハ本人又ハ法律上ノ届出義務者ヨリ十日以内ニ其届出ズベシ會名變更住所氏名等ニ異動アリタル時亦同ジ

第七條 本組合員ハ組合ノ業務ニ關シ執務時間内ニ限り帳簿書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第八條 本組合員ニ於テ營業上官廳へ提出スベキ諸願届書ニハ總テ組長ノ連署ヲ求ムルモノトス但シ大阪府ニ於テ新ニ看護婦會ヲ設立セントスル出願者ニ會員ノ名義ヲ貸與スルコトヲ得ズ

第九條 本組合員ハ法令又ハ本組合規約若クハ本組合ニ於テ定メタル事項ハ總テ之ヲ遵守シ且ツ所屬會員ヲシテ尊重セシムルモノトス

第三章 會議

第十條 會議ヲ分チテ通常總會、臨時總會、評議員會、理事會ノ四種トス

第十一條 通常總會ハ毎年四月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行スルモノトス

一、前年度ノ庶務及會計報告

二、經費豫算ノ決議

三、役員選舉

四、其他議事

第十二條 臨時總會ハ組長ノ意見又ハ組員三分ノ一以上ノ要求アリタルトキ之ヲ開ク

第十三條 總會ノ召集ハ少クモ五日以前評議員會ハ二日以前ニ會議ノ目的事項日時場所ヲ示シタル通知書ニ議案ヲ添エ通知スルモノトス

但シ會議ノ事件ニシテ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第十四條 評議員會ハ必要アル場合ニ於テ組長之ヲ召集ス

但シ役員五名若クハ組員十名以上ノ要求アル時ハ之ヲ開クコトヲ得

第十五條 理事會及評議員會ハ組長ノ意見ニヨリ又ハ合議ヲ要スル場合隨時之ヲ開ク

第十六條 會議ノ議長ハ總テ組長之ニ當ル組長事故アル時ハ年長ノ副組長之ヲ代理ス

第十七條 各會議ハ全數ノ二分ノ一以上出席スルニアラザレバ議事ヲ開キ決議ヲ爲スコトヲ得ズ、各會議ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十八條 出席者定數ニ滿タザル總會ト雖モ其ノ出席者ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得

前項ノ假決議ヲ爲シタル場合ニ於テ各組員ニ通知後二週間以内ニ何等異議ノ申立ナキ時ハ第十七條ノ決議ト同一ノ効果ヲ發生

ス

第十八條ノ二 前條ノ假決議ニ付キ異議ノ申立アリタル時ハ組長ハ遲滞ナク各組員ニ其旨通知シ且ツ再ビ期日ヲ定メテ會議ヲ召集スルコトヲ要ス

但シ前項ノ場合ハ再會議トシ第十七條第一項ノ規定ヲ適用セズ

第十九條 事故ノ爲メ出席スルコト能ハザル時ハ本人ノ配偶者若クハ直系尊卑族又ハ其ノ家族使用人及本組合ニ委任出席セシムルコトヲ得

前項ノ委任ヲ受ケタル者ハ委任狀ヲ提出スルモノトス、但シ一人ニテ二人ヨリ以上ノ被委任者タルコトヲ得ズ

第四章 役員

第二十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組長一名副組長二名理事六名評議員十五名

第二十一條 役員ハ總テ名譽職トシ其ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第二十二條 本組合ノ役員ハ任期滿了スルモ後任者ノ定マルマデ其職務ヲ繼續スルモノトス

第二十三條 本組合ノ會計ヲ司ル爲メ理事會中ヨリ出納係三名ヲ設置スルモノトス

第二十四條 組長及副組長ハ總會ニ於テ組員中ヨリ互選シ若クハ名望アル人士ヲ推薦スルモノトス

第二十五條 理事及評議員ハ總會ニ於テ組員中ヨリ互選スルモノトス

第二十六條 役員ノ選舉ハ組長副組長ヲ除ク外連記無記名投票トシ最多數ヲ得タルモノヨリ順次其數ヲ取り同數者アリタル時ハ年長者ヲ取り年齡同ジ時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、但シ理事二名評議員三名ノ次點者ヲ定メ置クヲ要ス

第二十七條 組長副組長ニ缺員ヲ生ジタル時ハ三ケ月以内ニ補缺選舉ヲ行ヒ理事及評議員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ次點者ヲ以テ之ニ

充ツ但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

第二十八條 組長ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ總理ス

第二十九條 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第三十條 理事ハ組長ノ指揮ヲ受ケ組合事務ヲ分掌ス

第三十一條 評議員ハ組長ノ諮詢ニ應ジ意見ヲ開陳シ重要ナル事項ヲ審議ス

第三十二條 本組合ノ事務ニ利害ニ關シ意見ヲ求ムル爲メノ相談役ヲ置キ若クハ名望アル人士ニ顧問ヲ囑託スルコトヲ得

第三十三條 本組合ニ書記及小使若干名ヲ置ク但シ其任免及給與ハ理事會ノ意見ヲ徵シ組長之ヲ決ス

第五章 會 計

第三十四條 本組合ノ經費ハ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定ム各組員ハ豫算ニ於テ定メタル組合費又ハ臨時總會ニ於テ定メタル經費ヲ豫
出スルノ義務ヲ負擔ス組合費ハ毎月十日迄デニ本組合ニ送附スルヲ要ス

第三十五條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十六條 豫算外ノ收入ハ總テ之ヲ雜收入トス

第三十七條 組合費違約金其他組合ノ收入ヲ定期内ニ完納セザルモノアル時ハ組長ハ期間ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ督促ヲナシタ
ル時ハ一回ニ付キ金二十錢ノ督促手数料ヲ徵收スベシ督促手数料ハ督促狀ニ記載シ延滞金ト同存ニ之ヲ徵收スベシ

第三十八條 本組合ノ金銭ハ出納係之ヲ保管シ一ケ年毎ニ其ノ收支ヲ精算シ之ヲ總會ニ報告スベシ

第六章 業 務

第三十九條 本組合ノ看護料金ハ左ノ範圍トス

(類別)	(病 名)	(區別)	看護料
第一類	普通 通 病	正看護婦 准看護婦	一回六十錢 一回四十錢

第二類 實扶的里亞、丹毒、麻疹、產褥熱、精神病
膿瘍性結膜炎、一般傳染性諸病

正看護婦 一回八十錢
准看護婦 一回二十錢

第三類 肺炎、猩紅熱、腸チフス、バラチフス、流
行性感胃、肺結核ヲ除ク外一般結核性諸病

正同 一回三十錢
准同 一回四十錢

第四類 肺結核、赤痢、疫痢、痘瘡、流行性腦脊髓
膜炎

正同 一回七十錢
准同 一回五十錢

第五類 虎列刺、ペスト、癩病、發疹チフス

正同 一回五十錢
准同 一回三十錢

但シ傳染病院隔離病舎勤務ノ場合赤痢疫痢ハ第三類ノ料金迄低減スルコトヲ得

海外派遣ハ倍額トシ看護婦所在地以外ノ市郡ニ派遣ノ場合ハ一割増シトシ患者二名以上一人ニテ看護スル場合ハ二割増シトシ派
遣及歸會ノ當日ハ時間ノ長短ニ拘ラズ總テ一日分ヲ請求スルモノトス

前項料金ノ外ニ食糧ノ給與ヲ受クルモノトス但シ代金ヲ以テ支給ヲ受クル場合ハ一日金三十五錢以上六十錢以下ノ範圍トス

第四十條 派遣ニ要スル費用ハ(汽車汽船車馬賃)總テ實費ヲ請求ス

第四十一條 本組合員ハ博愛ノ本旨ヲ體シ各自職責ヲ遂行スルニ勉メ苟モ組合ノ體面ヲ汚漬スル等ノ舉動ナキヲ要ス

第四十二條 本組合員中派出看護婦ニ缺乏アリタル時ハ互ニ應援スルコトヲ得

第四十三條 本組合員ハ會期ニヨリ看護婦ヨリ納附セシムル會費ハ二割トス

第四十四條 本組合ハ公共團體若クハ官公署ノ證明アル貧困者救護ノ爲メ看護婦ヲ派遣スルコトアルベシ

但シ派遣ノ順序ハ組合各看護婦會中ニ於テ豫メ抽籤ヲ以テ定置可シ

第四十五條 前條派遣ニ關スル實費ハ本組合ニ於テ負擔ス

第四十六條 本組合看護婦會々員ニシテ素行不良等ノ事故ニヨリ退會セシメタル者アル時ハ其ノ事情ヲ具シ組長ニ申告スベシ

第四十七條 組長ニ於テ前條申告ヲ受ケタル時ハ一應調査ノ上直チニ之ヲ組合員全部ニ通知スルモノトス、但シ各看護婦會ニ於テ

該看護婦ヲ入會セシメントスル時ハ組長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第四十八條 本組合員ハ互ニ德義ヲ重ジ相互間ノ看護婦ヲ誘引入會セシムル等ノ行爲アルベカラズ

第四十九條 本組合員ニシテ規約ニ違背シ若クハ背德行爲アルコトヲ見聞シタル時ハ直チニ組合長ニ申告スベシ

第七章 表彰救済

第五十條 本組合員又ハ看護婦會々員ニシテ特ニ功勞アルカ又ハ素行善良ニシテ成績優秀一般ノ模範トスルニ足ルモノト認ルトキハ之ヲ表彰ス

第五十一條 本組合員又ハ看護婦會々員ニシテ死亡其他不慮ノ災害ニ罹リタル時ハ組長ハ弔祭料又ハ慰籍料ヲ贈ルコトヲ得

第五十二條 本組合員又ハ看護婦會々員ニシテ職務上疾病ニ罹リ若クハ廢疾不具ニ陥リタルトキハ本組合ハ相當ノ救済ヲナスベシ

第五十三條 前三條ノ實施方法ハ總會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第八章 違約處分

第五十四條 本組合員ニシテ本規約又ハ本組合ニ於テ定メタル事項ニ違背シタル所爲アリタルト認メタル時ハ總會ノ決議ニヨリ五十圓以内ノ違約金ヲ徴收スルモノトス

第五十五條 前條ノ違約金ハ組長之ヲ徴收ス

第九章 附則

第五十六條 本規約ハ通常總會又ハ臨時總會ニ於テ組合員三分ノ二以上ノ決議ヲ經ルニアラザレバ變更及増補ヲナスコトヲ得ス

第五十七條 本組合員ニ對スル通知ハ本組合ニ届出アル住所ニ通知スルヲ以テ足ル

前項ノ通知ハ通常到着スベカリシ時ヲ以テ到着シタルモノト看做ス

已上

様式

組合加入申込書

一、會 名 稱

一、會 長 氏 名

一、事務所所在地

一、設立年月日

右大阪府看護婦會組合員ニ加入申込候也

大正 年 月 日

右

某

印

大阪府看護婦會組合長 某 殿

三、看護婦會の内容

イ、會員の資格

會員の資格については前章の看護婦會々員に依つて知られる様に、東京に於ては正看護婦ニ准看護婦ミ外に見習看護婦ミがある。然し會によつて殆んゞ正看護婦のみを有するもの見習看護婦を出来るだけ多數に有するところがある。例へば五十餘名の會員すべてが有資格者である會があるかと思へば會員の半數が見習で時には殆んゞ見習で持つてゐるさういふ様な會もある。而してこの會員の關係に従つて會の空氣等もそれ〴〵異つたものがある様である。次に大阪の状態をみれば前述した様に普通看護婦會には有資格の看護婦以外には絶対に宿泊せしめ得ない規定になつてゐるが實際その規定の勵行が困難のやうである。

何故に斯く規定の勵行が行はれ難いのであらうか。それには幾多の理由もあることなれと思ふに看護婦會それ自身は營業である。如何に會長が正義の念に生きるも雖も營業として立つ爲には競争場裡に他を利を競ふことは免れ得ない事であらう。現に大阪に於ける或會の如きは餘りに會長の意の正しき爲に衰微したかと思はれる様な状態にあることを見たのである。依つて考へ來つても之らの態度にならなければならぬ會の組織の缺陷が存し、又一方直接取締の任に當つてゐる警察署の調査困難と相俟つて之が原因をなしてゐること、思はれるのである。

ロ、採用

看護婦會々員の採用は各會則に入會手續及採用に關することとしてそれ〴〵規定されてゐて多少會毎に異つたところがないでもないが大體のころを述べれば入會希望者は入會申込書に履歴書を添へて會長に申出るのである。而して入會後保證人連署の身許保證書と戸籍謄本乃至は抄本を差出す。見習として入會せんとする者は以上の外に契約書を要するわけである。それで何れも保證人が一名或は二名必要である。左に或會の入會規定及契約書と東京府看護婦會組合聯合會の見習規則とを掲げて見ることにするが、實際の手續に於ては規定以外の酌量も多分に行はれて割合に簡單に入會出来るものゝ様である。先づ入りたい會に自ら行つて會長に會ふ。そして入會の希望を述べ同時に會長の質問に應じて大體の身上を話す。そこで會長の可否決定によつて入會が許され、ば初めて入會手續をさるゝといふ風になつてゐるものゝやうである。そこで會長の主義次第で誰でもかまはず入れる會と相當嚴重に取扱ふ會とが生ずるわけである。そこが會に依つて異なること云ひ得る點であつて、従つて入會手續の少しは面倒なものが或は會員も割合に確でいゝ會であるかも知れぬ。

シ 看護婦會の入會規定

謹告

諸姉益々御健勝の段奉賀候扱て今回當會へ入會方御照會有之候に就ては入會規定左記掲載の通りに御座候間御一覽の上奮つて御入會被下度候入會後御在會中は會に於ても家庭的に懇切御世話致すべきは勿論なるも諸姉に於かれても亦能く柔順にして其職責を全ふせられ當會の進歩發達に御援助在らんことを偏に希上候

入會規定

- 一、看護婦免狀及合格證書所有スルモノハ正會員トシ本籍住所氏名年齢ヲ明記シ申込マレタシ入會後左記各項相互ニ嚴守スルモノトス
- 一、會費トシテ金貳圓也毎月中受クルモノトス
- 一、看護料金貳圓ハ會ノ手数料トシ其他ハ全部會員ノ所得トス
- 一、食費ハ休業日、會ニテ賄ヒタル時ニ限り一日分金六拾錢トス
- 一、入會後派出勤務ハ能ク會ノ指示ニ因リ之ニ應ズルハ勿論一ケ年以上在會スル義務アルモノトス
- 一、退會セントスルモノハ會ノ許可ヲ受クルモノトス
- 一、貸費見習生ハ准會員トシテ高等小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スル健康者ニ學費、寄宿料、實地修業費一切ヲ貸費シ養成スル者トス希望者ハ學力程度本籍族籍氏名生年月日身元引受人ノ氏名ヲ明記シテ申込マレタシ左ノ記載事項承諾者ハ採用ス義務年限終了シタルトキハ貸費ハ一切報酬トス
- 一、義務年限拾七歳以上滿二ケ年半
- 一、年齢二十歳以上ノ者及病院ニ一ケ年以上勤務シ經驗アル者ニ限り年齢ニ關セズ義務年限滿二ケ年トス

- 一、看護婦學校通學期間ハ六ヶ月トシ義務年限内ノ適當ナル時宜ニ修學セシム
- 一、義務年限通學期間外ハ會若ハ病醫院ニ於テ看護學實地ヲ修業スルモノトス
- 一、義務年限中ハ一ヶ月金五圓以上（一ヶ月平均金拾圓位）支給ス
- 一、會ノ指示ニ從ハザルモノ及不品行ノ者ハ退會セシム
- 一、中途一身上ノ都合ニ依リ退會セントスルモノ及前項ノ退會者ニハ契約期間中ノ會ノ損害ヲ即時辯償セシムルモノトス此場合身元引受人ハ連帶責任トス
- 一、一身上ノ都合若ハ病氣ニ罹リ相當ノ日數ヲ費シタル時ハ其日數ヲ義務年限ニ算入シ延長セシムルモノトス其ノ他長ク病氣ニ罹リ全快ノ見込ミ立タザル場合ハ身元引受人ト協議ノ上退會セシムルコトアルモノトス
- 一、成績優良ナル者ニハ賞與ヲ呈ス
- 一、身元引受書ハ入會後差入ルルモノトス

C 看護婦會

D 看護婦會の誓約證

誓約證

今般入會御間屆相成候ニ付テハ諸規則ハ勿論本會々則ヲ嚴守シ決シテ貴會ノ體面ヲ汚損スルガ如キ所爲致間敷候依テ誓約證如件

本籍

現住所

會員 氏

名

年 月 日生

年 月 日

住所

保證人

D 看護婦會

會長 何 某 殿

東京府看護婦會組合聯合會見習規則

- 一、目的 看護婦見習生ハ貸費ヲ以テ看護婦學校ニ通學セシメ警視廳ノ免狀ヲ取得派出看護婦ノ職ヲ盡サシムルヲ以テ目的トス
- 二、資格 高等小學校卒業程度ノモノニテ年齢十五歳以上家事ニ關係ナク品行方正身體強壯ニシテ精神病及傳染性疾患ナキモノニ限ル
- 三、義務年限 二ヶ年乃至三ヶ年（通學期ヲ含ム）
但シ義務年限中事故アリ休暇又ハ自己病氣中等ハ其日數ニ應ジテ義務年限ヲ増加スルモノトス
- 四、支給金額 通學中金五圓（別ニ月謝ヲ給ス）、前一ヶ年間勤務日當ノ三分、後一ヶ年間勤務日當ノ四分但シ在會中ハ五圓
- 五、入會 見習生志願者ハ自筆ノ願書ニ履歷書、戶籍謄本、醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ申込ムベシ

願書

看護婦會

貴會看護婦見習生徒ニ御採用相成度自筆履歷書及醫師ノ診斷書戸籍謄本相添此段奉願候也

年 月 日

住所

何々某 印

何々看護婦會御中

貸費見習生身元引受書

原籍

族籍

姓 名

年 月 日生

右之者御會看護婦見習生徒ニ御採用被下候上ハ御會規則堅ク相守可申且本人身上ニ就テ如何程ノ事故出來候共一切拙者ニ於テ引受申候萬一本入義務満期ノ中途退會ヲ願出ヅルカ又ハ不都合ノ行爲ニヨリ退會ヲ命ゼラレタル時ハ毎一日金ノ割合ニテ貸費金一切即時辨償可仕爲後日依テ誓約證書如件

年 月 日

右 本人 印

原籍 戸主

右 保證人 印

原籍

寄留 戸主

右 保證人 印

看護婦會長殿

保證人ハ父兄又ハ親權者ノ他ニ東京在住者一名

六、規則ニ違反シ不品行等ノ爲メ成業ノ見込ナキモノハ退會ヲ命ズ此場合ハ前條ノ貸費其他ヲ償還スルモノトス

七、何等ノ事故アルモ前記年限内ニ退會セントスル者ハ貸費其ノ他ヲ一時ニ辨償スルモノトス此ノ場合身元保證人連帶責任トス

ハ、派遣

看護婦會々員の派遣規定は東京に於ては東京府看護婦會組合聯合會の看護婦派遣規定があり、大阪には大阪府看護婦會組合派遣規定があつて、大體之らの規定に則つて各會で派出規定が出来てゐるわけである。左に右の二つを掲げる

大阪府看護婦會組合派遣規定

第一條 本會ハ汎ク患者ノ依頼ニ應ジ熟練ナル看護婦ヲ派遣シ最モ懇切丁寧ヲ旨トシ看護ニ從事セシムルモノトス

第二條 何人ヲ問ハズ看護婦ノ派遣ヲ要セラルトキハ患者ノ居所氏名ヲ本會ヘ申込マル可シ

第三條 本會ハ赤貧者又ハ公私團體ノ集合等ニ際シ看護婦ノ派遣ヲ要セラルトキハ無料ヲ以テ其請求ニ應ズル事アル可シ

第四條 看護婦ノ看護料金ハ左表ニヨリ申受ク可シ

看護婦會

類別	病名	區別	看護料
第一類	普通病	正看護婦	壹圓六拾錢
第二類	實扶垣里理、丹毒、麻疹、產褥熱、精神病、膿瘍性結膜炎、一般傳染性諸病、	正看護婦	壹圓八拾錢
第三類	肺炎、猩紅熱、流行性感冒、	正看護婦	貳圓參拾錢
第四類	肺結核、赤痢、疫痢、	正看護婦	貳圓四拾錢
第五類	痘疹、流行性腮腺炎、	正看護婦	壹圓七拾錢
第六類	痘疹、流行性腮腺炎、	正看護婦	貳圓五拾錢

但シ傳染病院隔離會勤務ノ場合赤痢疫痢ハ第三類ノ料金迄低減スルコトヲ得

海外派遣ハ倍額トシ看護婦會所在地以外ノ市郡派遣ノ場合ハ一割増トシ患者二名以上一人ニテ看護スル場合ハ貳割増トス

第五條 患者ニシテ病氣併發ノ場合ハ其重キニ從ヒ看護料金ヲ申シ受クルモノトス

第六條 派遣看護婦發着ノ當日ハ時間ノ長短ニ拘ラズ凡テ午後十二時ヲ限界トシ一日ヲ以テ計算支給セラル可シ

但シ旅行中ハ普通病額ノ料金ヲ支給セラル可シ

第七條 看護婦往復ノ費用汽車汽車馬賃及宿泊料總テ雇聘者ニ於テ實費ヲ負擔セラル可シ

第八條 雇聘者ハ看護婦ニ相當ノ食糧及寢具ヲ給シ且一晝夜八時間以上ノ休憩ヲ與ヘ又身體ノ清潔ヲ必要トスルヲ以テ沐浴梳髮等ノ便ヲ與ヘラル可シ

但シ料金ヲ以テ食糧ヲ支給セラルトキハ一日金參拾五錢以上六拾錢以下ノ範圍トス

第九條 看護婦ハ看護以外ノ雜業ニ使用セラルコトヲ得サルモノトス

第十條 看護婦疾病ニ罹リ若クハ不都合ノ行爲アリタルトキハ直ニ其代人ヲ派遣交代セシムベキニ付キ其旨通知セラル可シ

第十一條 雇聘中看護婦ノ不注意ニ基ク場合ノ外看護用ノ器具及被服等ヲ汚損シ其用ニ堪エザルニ至ラシメ若クハ燒棄シタルトキ

ハ其原價ノ辨償ヲ受クルモノトス

第十二條 看護婦ニハ金錢物品等(本規定ニ基ク食糧寢具等ヲ除ク)一切贈與又ハ貸與セラレサル可シ

第十三條 看護料金ハ毎月末若クハ解雇ノトキ精算セラル可シ

第十四條 看護料金ハ看護婦又ハ本會代表人ニシテ會長ノ認印アル本會ノ領收書ヲ携帶シタルモノニ限り交付セラル可シ

東京府看護婦會組合派遣規定

一、本會ハ技術熟練濃厚篤實ナル者ヲ以テ組織ス

一、本會看護婦ハ總テ本會ニ寄宿シ遠近ノ別ナク何時ニテモ病家ノ需メニ應ズ

一、本會看護婦御入用ノ節ハ何等看護婦ト御指定セラレ御申込ヲ乞フ

看護婦派出規定

第壹條 派出看護婦ハ醫師ノ指揮ヲ奉シテ看護ニ從事シ病症ノ輕重ヲ口外セサルハ勿論總テ寡黙ヲ守リ且ツ猥リニ器械藥品等ヲ使用スルコトヲ嚴禁ス

第貳條 看護婦第一其職務ヲ怠リ其他不都合ノ所爲アリタルトキハ速ニ本會ニ御通知アリタシ又看護婦ハ本會ヨリ請求セシ時ノ外總テ他出ヲ禁セラレタシ

第參條 重病患者ニシテ連夜看護ニ從事スルトキハ一晝夜少ナクモ八時間以上病室外ニ於テ就眠ヲ許サレタシ

第四條 看護婦ハ身體ノ清潔ヲ旨トスルヲ以テ沐浴梳裝ノ便ヲ與ヘラレタシ

第五條 看護婦ハ左ノ等級ニ依リ日當金ヲ申受ベシ

普通病看護日當

傳染病看護日當

壹種	(普通病)一日ニ付	貳種	(傳染病)一日ニ付
一等	金貳圓	一等	金貳圓五拾錢

看護婦會

二等	金壹圓八拾錢	二等	金貳圓參拾錢
等外甲	金壹圓五拾錢	等外甲	金貳圓
等外乙	金壹圓參拾錢	等外乙	金壹圓八拾錢

但シ法定傳染病以外ト雖モ消毒ヲ行フ病症ハ傳染病額ヲ申受ク、『コレラ』『ペスト』『發疹蜜扶斯』ハ各等普通ノ倍額トス二人以上ヲ看護スル場合ハ各種料金ノ三割増トス

- 一、看護日常ハ派遣ノ日解雇日共時間ノ長短ニ係ラズ各一日分申受クルモノトス
- 二、看護婦往復費用及勤務中ノ食料寝具等ハ依頼者ノ負擔トス
- 三、傳染病勤務ノ爲法定期限隔離中ハ各等普通看護料ヲ申受ク
- 四、看護婦ノ日常ハ月末又ハ解雇後本會差遣ノ集金人ニ領收書引替ニ支拂ハレタシ但シ都合ニヨリ本人ニ御渡ヲ請フコトアルベシ
- 五、本會看護婦ハ地方病舎及患家ヘ派遣ノ時ハ等級料金共其ノ地方ノ規定ニ據ルモノトス
- 六、患家ノ都合ニ依リ和服勤務ヲ乞ハルル場合ハ所轄警察署ニ口頭ヲ以テ御届ケアリタシ

其他會長の命令があつてから何分間の中に身仕度を整へて出かけなければならないとか云ふ様な細かな規定もあるがそれ等は各會の會風でも云ふべきものゝなつて存してゐるものである。

派出の順は會長の命令が殆ど絶對で『誰々さん』派出云はれると直ちに承知して身仕度に取りかかる。用意としては髪を梳り着物を着替へ看護衣をつけ身の廻の日用品を整へたバスケット或は包を携へて會長に挨拶に来る。そこで會長は派出先に對しての注意を與へる。例へば派出先の患家に對する態度等である。

其他髮形や化粧等にも相當の注意が與へられる様なさきもあらう。殊に近頃の看護婦は濃厚な化粧をしたり派手な身装をしたがるさういふ様なさきも聞くが斯く派出に際して會長の注意のあることを兎角嫌ふの風があり、『白粉もつけさせないやうな會にはゐたくない』と去つてしまふさういふ。

派出の順序は會長の命令が絶對である云つたが先づ申込先から指名の場合がある。又諸條件を添へて來ることがある。之等の條件に添ふやうに會長は人選をするわけである。又其他病氣の種類や患者の家庭、人物等を考慮に入れて派出先から歸會の順序をも考へ併せて人を定めるわけである。

二、看護婦會々員の年齢

看護婦會の會員の年齢を云つても前述した様に資格の上に既に會毎に多少の相異があり見習を多數に容れるものと正看護婦のみを有するものによつて年齢に於てもやはり多少の差はあるものと思はなければならぬ。即ち年齢の若い者の多數を占める會もあれば相當の年齢に達した人達の比較的多い會もある。然し大體に於ては看護婦會の看護婦は十七、八歳から二十二、三、四歳といふ二十歳前後が最も多數を占めてゐるさういふことは云ひ得る。さういふのは看護婦會の正會員即ち看護婦免狀を有する者は大抵指定病院の養成所を出た者又は開業醫の家等で養成所に通つたりして勉強し試験に及第して資格免狀を取つた者であつて之等の過程を経てゐる中には必然十七、八の年頃になつてゐるわけである。又准會員として入會せし者も義務年限の二、三年を過す中にはやはり殆どこの年齢中に含まれる様になるのであらう。而して二十三、四歳を以て限度としその上の年齢にあるもの、著しく減少してゐるさういふとは現在何れの職業婦人にも見られる状態であつて、恐らくは看護婦にあつても一般職業婦人に見られるさう等しく結婚によつて職を退くもの多きこと、即ち結婚まで働く者が多數にあるさういふこと、考へられるのである。

る。昔時の歐州に於けるが如く又我邦の明治初年に於ける如き慈善事業乃至は宗教的意義の下に働く看護婦は今日至つて尠く、全く一の嫁入り前の職業としての看護婦になつて來てゐることは今更云ふまでもない。只々年齢の上からのみ見ても今日の看護婦が他の事務員タイピスト等と同義の職業婦人さまで變遷し來つたことが見られるであらう。但し會によつてはその有する會員の三分の一位が二十五歳から三十歳或はそれ以上の人であるといふものもある。而も之等の年配の人即ち二十五、六歳も超えてなほ働かうといふ人は殆んゞ凡て境遇的に不運な人で或は一度結婚して不幸に遭ひ子供の養育に自ら立たなければならぬとか、或は不遇の家庭に生れて弟妹の教養のために盡すものであるとか、又は兄のため身を犠牲にして働く殊勝な心掛の人等である云ふ。次に大阪の准看護婦會の會員の年齢に就いて見るに之れは他の一般看護婦會とは多少趣を異にするもので、會員の七、八割までが三十歳乃至四十歳の人で、而も残りの二、三割が若い娘盛りのものである。

其の大部分は自分達の家庭を持つてゐる人でさういへば嫁や息に邪魔にされてゐるよりは出て働いた方がいゝといつた風の人が多いとか。

ホ、會員の勤続及び移動

前章に於て述べた年齢によつて看護婦會の會員たる看護婦の勤続年數も略想像されること、思ふが項を改めて少しく記して見る。

先づ普通看護婦會々員の勤続は三年位といふことである。之れは勿論短いものは數日長いものは會創設以來十數年といふものも稀にあるが先づ普通は三年位といふことである。然し會によつて勤続の短いものが多く不斷に移

動のはけしいところがあり、中には年中募集に苦心してゐるものもある。その個人の勤続調査の代りに會員の移動一状態を見れば左の如くである。

看護婦會員月別實數調

會看護婦別格資	A		B		C		D		E		F	
	計	見習	計	見習	計	見習	計	見習	計	見習	計	見習
現一月末	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
在二月末	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
在三月末	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
在四月末	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
在五月末	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
在六月末	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
在七月末	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
在八月末	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
在九月末	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
在十月末	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
在十一月末	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
在十二月末	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
備考												

J	I	H	G	F	E	D	C
計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正
二五八一六	一一八四四	一三八〇八〇	一八七一〇	二二七二三	一一〇五六	五一九三九	四一〇二三五
二二一〇	一八五三〇	四一三六二二	四二二	二一四一一二	二六二四	四二二	三一五七二六
一四二一一	一三二一一	一三七二二三	三七一五	二七二三	四九四一	七一〇四三	三八一四
二二二	二二二	一四三	一三	一三	一三	一三	一三
一五四一〇	一四一七	二七六〇	〇四一六	〇二一七	五四一	二一三	一八二八
七	一	三	二	一	一	七	七

看護婦會員異動狀況調

B	A	看護婦 別格資
計見 習准正	計見 習准正	別格資
一四七	三七五九四二	一大正 月十五 現在年
一七二	四六三二一	於リ大 ケル正 入迄十 會内五 者ニ月 數ヨリ 於大 ケル正 退迄十 會年 者間 數ニ
一九三	六二八一三	二大正 月十五 現在年
二六五	三七七四六	カヨリ大 ザ正 ル十 者五 ノ年 数一月
六二	四九九四六	ノ格同 数期 得間 タル内 者ニ資
一	五	

J	I	H	G
計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正	計見 習准正
二五八一六	一一八四四	一三八〇八〇	一八七一〇
二五六一八	一八四四	一三七九七	一九八一〇
二五五一九	一八五三	一三八〇七	一九八一〇
二五六一八	一九五四	一四〇八一	一八七一〇
二五三一	一八七一	一四一八六	一七七一九
二五二二	一七一四	一四〇八四	一七八一八
二四二二	一八七一〇	一四〇八〇	一六七九
二四一一	一八五二	一五二三八	一九〇九
二二一〇	一九六二	一四〇八九	二〇〇〇
二二一〇	一九五三	一四六八九	二〇〇〇
二二一九	二七三二	一四七七八	二〇九九
二三二	二三五五	一四七八二	二〇九八

右の表中先づ月別會員實數調について見れば會によつて會員數の上から移動の多い會と少い會とが何はれるであらう。例へばB E I等の會は會員數の少い割合に月々の會員數の差が多く、又會員も多く動きも多いものにはHがある。又之等と反對にJなどは至つて動きが少い様に見られる。次に會員異動調について見れば月別實數の異動以外に實際會員の移動狀態が詳しく何はれるわけである。即ち大正十五年一月一日から十二月末日に至る間一ヶ年間に於ける入會者の數及び退會者の數を見ることが出来る。又なほ附け加へて同期間内動かない會員の數をもあけて見た。之等に依つて見れば如何に會員の移動が激しいかを窺ふことが出来る。即ちB會の如きE會F會の如きは何れも會員數の半數も留つてゐる者がなく、皆この一ヶ年間に入つては出る云ふ狀態を示し入會者數と退會者數とを合せれば平均會員數の倍以上にもなつてゐる。又A D Hの如き會もそれと會員數に對して移動數の多いことを見る。只J會のみ移動少くC會も會員の増加を見てゐるために幾分移動が少い様である。以上の數字は東京に於て調べたものであるが大阪の方をみれば

K會、十五年中	入會者數	二十四名
同	退會者數	二十名
同年末現在會員數		九十七名
I會、十五年中	入會者數	八十五名
同	退會者數	五十三名
同年末現在會員數		百五十六名

之れ等に依つて大體看護婦會の會員の移動の如何に多いかを見ること出来るものであると思ふ。更に之等の會毎に多少詳細に吟味すればA會I會は年中募集廣告を新聞其他に見る會で、J會は動きの少いこと稀に見るの會であるといふ。なほ之等に會の消長を併せ考へるために東京のものについて過去七ヶ年間の狀態を示してみる。

七ヶ年間に於ける會ノ消長調

看護婦會	A		B		C		D		E		備考
	見習	正	見習	正	見習	正	見習	正	見習	正	
大正九年十一月	三九	二〇	一六	二六	一七	二九	一八	九一	三〇	一一	
大正十年十一月	一六	三一	四六	三三	一六	五八	二	五三	一〇	九	
大正十一年十一月	一	三〇	九	一六	五	六八	二	三	二	一	
大正十二年十一月	一	三三	一	九六	一	五五	二	一	二	二	
大正十三年十一月	二	二二	一	〇八	二	三三	四	三	一	一	
大正十四年十一月	一	二九	三	一六	二	七一	二	五	一	一	
大正十五年十一月	一	一五	六	一三	三	四七	三	二	一	二	

J		I		H		G		F	
計	見習	計	見習	計	見習	計	見習	計	見習
				五 一七	四 七	一 八	一 六	一 五	一 八
				五 二	一 四	一 七	一 六	一 〇	一 八
				三 八	二 七	二 四	一 九	一 五	一 八
二 七	二 五			三 三	一 九	一 七	一 二	一 二	一 六
一 九	一 七	四 一	三	三 一	一 五	二 一	一 二	一 一	二 六
二 四	一 八	一 五	五	三 一	一 七	一 六	一 七	二 九	二 一
二 二	一 九	二 七	三	四 五	三 八	一 九	一 〇	二 三	一 二
震災ニヨリ移轉 セシ會ナリ		ナリ		十三年創立ノ會					

ハ、勤務状態

普通看護婦會々員は殆んど會内に寄宿するものであつて、唯例外的に自己の家庭或は親戚等から通ふものがある。派出の命令があるや直ちに用意を整へて出かけ、患家或は病院に至つて病人の側につくやもはや一瞬も氣をゆるすことの出来ぬ勤めが初まる。藥をのませたり、脈搏や體温を計つたり、食事をこらせたり、時には糞尿の仕末から其他の汚物の仕末をもなさねばならず、病人の眉の動きにも氣を留めて一々その心を察する程の氣遣が看護の本領である。勿論重患であれば夜も十分に寝られぬことが或時は一週間もつゞくこともある。病氣によつては一分

間さ雖も眼をはなせぬものもある。大體規則としては一日中に何時間の睡眠時間を執るやうにかいてあるが實際に於てはあてにならぬ場合が澤山ある。

それでいよく身體が持ちきれなくなれば代りを立てるやうにすることが出来る。即ちその場合は我れ勝手な振舞をつゝしみ患家或は附添にはかつて一應のゆるしを得て電話或は其他の方法で會長にその由をつたへるゝ、會長は又適當な代りを選んで派出命令する。而して初めて會に歸つて其疲勞を慰す爲に休養する。そして一、二日の静養の後疲勞快復すれば會内に於ても起床及就寢の時間の定めに従つて相當規則的な生活をしなければならぬことになつてゐる。斯くて大抵の人は月に平均十五、六日派出して後を會内で過すものである。一體に女工さか看護婦さか勞働をする女の人の業務以外の生活はだらしない云はれ勝であるが派出看護婦の歸會の生活にもその例にもれないものがたまゝ見られる。例へれば髪は櫛巻帯はだてまきにだらしく裾ひきづつて洗濯をするさか、そのまゝの姿でねそべつて講談本をよむさか云ふ有様である。然し一旦外出さなるゝ大抵の人が見違へる程整つて何處の御令嬢かと思ふやうに身づくろひをする。

ト、看護婦會々員の收入及び支出

看護婦の派出料金は前章に掲げた派遣規定にもある如く、東京に於ては左の通り一等二等さ等外甲乙さの四種に分けられてゐる。

普通病看護日常
一種(普通病)一日二付

傳染病看護日常
二種(傳染病)一日二付

一等	金 貳 圓	一等	金貳圓五拾錢
二等	金壹圓八拾錢	二等	金貳圓參拾錢
等外甲	金壹圓五拾錢	等外甲	金 貳 圓
等外乙	金壹圓參拾錢	等外乙	金壹圓八拾錢

但シ法定傳染病以外ト雖モ消毒ヲ行フ病症ハ傳染病額ヲ申受ク『コレラ』『ペスト』『發疹瘰癧扶斯ハ各等普通ノ倍額トス二人以上ヲ看護スル場合ハ各種料金ノ三割増トス

而して等級別は看護婦會長が大體左の標準に依つて定めるものである。その標準をあげて見れば

一等看護婦 年齢滿十八歳以上の者で正看護婦免狀を有して後滿一ケ年を務めた者。

二等看護婦 年齢滿十八歳以上の者で正看護婦免狀を有して後滿一ケ年に至らざる者。

等外甲 看護婦試験に及第せしも年齢滿十八歳に達せざる者。

等外乙 見習中の者。

外に准看護婦免狀を有する者はそれ〴〵一等二等に加へられる。

次に大阪の規定を見るに

類別	病	名	區別	看護料
第一類	普通病		正看護婦	壹圓六拾錢
			准看護婦	壹圓

第二類 實扶瑛里亞、丹毒、癰疹、產褥熱、精神病、膿漏性結膜炎、一般傳染性諸病 正看護婦 壹圓八拾錢

第三類 肺炎、猩紅熱、腸チブス、バラチブス、流行性感冒 正看護婦 貳圓

第四類 肺結核、赤痢、疫痢、痘瘡、流行性腦脊髄膜炎 正看護婦 貳圓四十錢

第五類 虎列刺、ペスト、癩病、發疹チブス 正看護婦 參圓五拾錢

准看護婦 貳圓五拾錢

但シ傳染病院隔離病舎勤務ノ場合、赤痢、疫痢ハ第三種ノ料金迄低減スルコトヲ得、海外派遣ハ倍額トシ看護婦會所在地以外ノ市郡ニ派遣ノ場合ハ一割増トシ患者二名以上一人ニテ看護スル場合ハ二割増トス

派出看護料金の規定は東京大阪多少標準を異にし普通病のみについて之を見る場合は東京の一等が貳圓、大阪の正が壹圓八拾錢であるから大阪の方が料金が低い云ふ風にも考へられるものであるが、病氣の種類分け方や等級などによつて結局東京さいへぎも大阪よりは強ち値がよい云ふことも出来ないやうである。それでいよく看護婦會々員としての看護婦の收入について考察するに、上の規定に従つて資格と派出先の病氣の種類と日数に依つて収入が定まることとなる。即ち一等看護婦で先づ一ヶ月の派出日數十七日と見て、之を普通病とすれば料金は參拾四圓を得ることになる。然しこの料金全部が彼の手に残るものではなくして會費や會で取つた食事の代金等が其中から差引かれるのである。そこで之等を計算すれば會費月壹圓乃至貳圓、手数料として派出料金の二割、即ち六圓八拾錢が差引かれて殘額貳拾五圓貳拾錢乃至貳拾六圓貳拾錢が自己の收入となることとなる。更に派出せざる日の食費の計算を假に實費一日平均五拾錢とすれば十五日で七圓五拾錢といふ計算になり、之を前の貳拾五圓

貳拾錢乃至貳拾六圓貳拾錢から控除すれば拾七圓七拾錢が眞の收入として懐に残るわけである。けれども此の場合の食費は實費として規定されてゐるが其の實大抵の會では朝晝晩それ〴〵定つたすし屋、そば屋、西洋料理店などが出入してゐて之らが看護婦の注文に應じて飲食品を持つて来るやうになつてゐるから或は之れ丈けを超過するやうなことがあるかもしれない。何故斯く不經濟なことをするか。それは會としては派出申込に應じて絶えず在會會員數の不定なるため食事の支度に不都合を感じるからであるといふ。

次に派出看護婦には普通料金以外に祝儀としての收入がある。これこそは派出先の種類等によつて不定で、家に當る料金と殆んど同額位にも祝儀を貰ふことがあるといふ。其他金銭以外に衣類から半衿手拭などの品物を貰ふこともあつてなかく馬鹿に出来ない収入となつてゐるさうであるが之らは全く豫想出来ぬ収入であつて當にならぬ性質のものである。之については會長も全然關係せず見當もつかぬといふことである。然し強いて推量すれば患者死亡とか特別重態とか云ふ場合を除き、普通一、二週間の附添なれば三圓乃至五圓位の心附であらうか。某富豪の子供について三週間、それで祝儀四拾圓と白縮緬の生地を貰つた等云ふこともあるがこれらは例外の例外であると思はなければならぬ。又祝儀は家庭に依るが一般的に田舎より都會に、都會でも場所柄によつて高下があり東京なれば京橋邊で大阪なれば船場邊と云つた所謂下町筋の場所柄の會は割合にいゝ得意先が多いであらう。會の得意先といへば先づ會長の苦勞の存する點であつて會設立後數年の間は専らこのために奔走しなければならぬと云はれるものであるが、大抵の會では皆それ〴〵病院、醫院の數ヶ所を申込みの得意とし、其の他信用の度に伴つて一般家庭派出の得意先が増加してゆくもの、やうである。

次に以上の月平均實收入二十圓乃至三十圓を如何様に支出し費消してゐるか、之れ又一様には推し難い問題であるが、會長を通じて聞き得ること等を綜合してみれば、何れの會でも會員の約三分の一位は弟妹或は子供の扶養の義務を負ふてゐる者で之等の養育費或は學費を拂つてゐるものであるといふ。前述した様に年齢三十歳を超えたやうな人は殆んど之等の中に含まれ之等の人達は眞面目に働いて勤儉を守り負はせられたる義務責任のために専ら勤める爲、派出の成績もよく勤務振もいゝ人が多いといふ。然し若い人達の中には相當の貯蓄を拵へて歸郷する者もあるが出来る丈けを着物や身の廻りのものに費して芝居や活動に遊ぶものもなかく多いといふことである。

次に東京に於ける見習看護婦の收入については一般看護婦と多少趣を異にした點がある。見習規則にある如く義務年限中は會に於ては月々五圓位の小遣を貰ひ、或期間學校に通はせて貰ふ外、派出した場合には派出料金の三割乃至四割を貰ふことになつてゐるが偶々月三圓乃至五圓の小遣の外は一切貰へない云ふ様なことを聞く。

次に大阪特有の准看護婦會々員の收入について見るに、月平均三十圓を得れば上の部で大抵はそれ以下であるといふ。然し之等の會にゐる人達にはなかく金を持えるに妙を得た者があつて二、三年働けば可成りの金をまきめるさうである。勿論若い者のやうに流行の着物や持物を欲しがらなければたまるでもあらう。

子、看護婦會の風紀

看護婦會といひ看護婦と聞けばあばずれ者の寄り合ひのやうにも考へられ勝である。もくく看護婦といふ職業が昔のやうな尊い職業であるとか病人に對する奉仕である等この考へは去つて全く一種の職業であるといふ感じに變つてしまつた今日、更にそれに加ふるに人すれのした純眞さを失つた、ひからびた女といふ感じさへ持たれてゐる。

る様である。實際に現在東京大阪等に於ける看護婦會の看護婦七、八千名凡てが之等の噂によつてあばずれであると思ふことは勿論誤であつて、中には誰が心にも感歎すべき純眞さを以て眞面目な生活を送るものがあり、涙ぐましいまでにけなけな心で境遇の犠牲となつて生きてゐる人もある。然し毎日の生活が病苦の暗黒の中にある故に反動的に思ひ切りの享樂を追ひ度がり、暇さへあれば活動に遊びに出かけるといふ人達もないとは云へない。けれども之等は恐らく看護婦會の看護婦である故に斯くあるといふよりは、むしろ現代の社會にその空氣を吸つて生きてゐるがためであると思ふ。只看護婦會の會員として働く爲に受ける危険や誘惑も云ふべきものとしては次の様なことが考へられるのである。即ち派出先が如何なる家庭であらうとも一人で乗込み而も病人の側近く起居しなければならず、相手が病人であればこの看護のため充分に情をかけてその心を汲まなければならぬ職務であるために、この場合の患者が非紳士的な人であつたりした時に於ける危険誘惑がある。又奥様の病氣に附添つて主人の誘惑に遭つたり兎角に考へたくもない様な場合に遭遇することもあるか。そんな場合に遭遇して思ひがけない事件の結果果全く自暴自棄になるといふことが最も恐るべきことである。日常病苦に追ひつめられて心の豫猶のない人にはさうかするに甘言に酔ふ恐れが多くある。此點から云つても看護婦のために精神的慰安の施設が必要であると思ふ。又都合よく進んで結婚にまで成立することもあるが大抵の場合は落着いた後になつてやはり境遇的の相異や色々な禍が生じては面白からぬ結果を招くものが多いと云ふことである。

之等の點について眞面目な看護婦會では可成りに注意はしてゐる様であるが現在の會の組織では若し自暴自棄な女やあばずれだといつても入會させぬといふことは出來ず、又會長が此處までの絶對責任を持つことも難く、一方

看護婦には之等に関する教養の割合に少く教養を興ふる施設機會もないから噂の如き風紀問題の多少は現在なほ如何にも出來ぬことであらう。『看護婦會の看護婦はいろ／＼な家庭に出入し種々なる人に接すれば知識の生かじりて理想のみ高くされば自己を向上させる丈けの力に乏しく、なか／＼に御し難い。』とか此處に彼等の悲痛な運命がひそむわである。

なほ看護婦會の取締り方の相當困難なところから屢々不正會主のアイマイ看護婦會がないことも限らない。大正十五年十二月二十二日の萬朝報に左の記事があつた。此處にそれを掲げて見る。

『看護婦會に化粧の者、風紀を紊して營業停止。』

下谷區中根岸五四誠心看護婦會坂場ゆゑは再三不都合の厭あつて營業停止を食つたにも凝りず最近又々帳簿日誌等を胡亂化して當局の眼を逃れてゐた事坂本署員に發覺され六十日間の營業停止を命ぜられたが田舎出の見習を美装させては一等看護婦なりと稱して派出し不當の料金を請求し或は淫賣上りの女を入會せしめては風紀を紊してゐたものである。右に付き警視廳醫務課では最近看護婦會の名をかりて密淫賣をする不都合な團體が續出の傾向があるので嚴重調査處罰するに勢ひ込んでゐる。ミ

リ、看護婦會に於ける見習養成

前述したやうに東京に於ては看護婦會で見習看護婦の養成をなし得ることになつてゐるが、それについて記す。見習養成規則があつて大體之によるものであるが東京府看護婦會組合聯合會で看護婦學校を持つてゐる。その第一は神田西小川町に第二は芝愛宕町にあつて主として看護婦會の見習養成のための學校である。各看護婦會では見習

生を六ヶ月間此處に通はせて試験を受けさせることとするものである。

先づ見習看護婦は二年乃至三年の義務期間を契約して入會し最初の六ヶ月間は毎日午後或は夜間に看護婦學校に通ひ後の半日乃至晝間の時間は會内の興へられた部屋で或は圖書館に行つて勉強する。會に依つては女中代りに色々な雑事を手傳はせられることもある。兎に角六ヶ月の學校を卒へるに實地見習として主として病院に派出し實際看護に従事する。そして試験期が來れば看護婦試験を受ける。試験に及第すれば正看護婦となるものである。斯かる順序にゆくべき規定ではあるが夏から秋にかけて病人の多く會員の足りない時等に於ては上京して見習看護婦として入會するや直ちに翌日傳染病院に派出させるといふ例もない。

以上東京、大阪に於ける看護婦會に就いて述べたものであるが、なほ各府縣の看護婦規則施行細則及び看護婦會取締規則其他に依つて各地の看護婦會並看護婦組合のこゝについてみれば、大體に於て何れも相似た状態のやうに思はれる。

試みに各道府縣の看護婦組合、看護婦會等に關する規定の抜萃を試みてみれば、

道府縣	各道府縣看護婦組合、看護婦會等ニ關スル規定ノ抜萃
北海道	公衆ノ需メニ應ジ看護婦派出又ハ其周旋ヲナス業務ヲ營ムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シタル規約書ヲ添ヘ認可ヲ受クベシ
東京	看護婦ノ業務ニ關シ團體又ハ組合ヲ組織セントスル者ハ代表者ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ事務所所在地所轄警察官署ノ許可ヲ受クベシ、經營者ハ郡又ハ區(八王子市ニ依リテハ市)ノ區域ニ依リ看護婦會組合ヲ組織スベシ但シ時宜ニ依リ一警察署區域又ハ郡市區以上ノ區域ニ依リコトヲ得、東京市内看護婦會組合ハ看護婦會組合聯合會ヲ組織スベシ但シ他ノ郡市區市ノ組合ヲ加入セシムルコトヲ妨ゲズ

京都	看護婦ハ住所ノ組合ニ加入スベシ病院ニ勤務スルモノト雖公衆ノ需ニ應ジ出張看護ニ從事スルモノ亦同ジ、看護婦ニシテ看護婦會ヲ設立セントスル時ハ市ニ在リテハ十五名郡ニ在リテハ十名以上ヲ以テ組織シ發起人ヨリ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クベシ、看護婦周旋業務又ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人等ニシテ其ノ業務ニ關シ公安風俗ヲ害シ又ハ其ノ處アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ、府下ノ看護婦會ハ一ノ組合ヲ設クベシ組合ハ規約ヲ定メ當廳ノ認可ヲ受クベシ
大阪	看護婦會ハ二十名以上ノ會員ヲ有シ且ツ其ノ事務所一名以上ヲ常備スルコト
神奈川	看護婦會ハ警察官署管轄區域以上ノ要スルコト
兵庫	看護婦會ハ警察官署管轄區域又ハ土地ノ狀況ニヨリ數警察官署ノ管轄區域ヲ通ジテ組合ヲ設クルコトヲ得、看護婦會ヲ設立セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クベシ、看護婦會ニ非ザレバ看護婦ノ周旋又ハ派遣ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ看護婦會ハ郡市區又ハ數郡市區ヲ通ジテ一組合ヲ設クルコトヲ得、看護婦會會員數ハ神戸市ニ依リテハ十五名他ノ郡市區ニ依リテハ十名以下ノコトヲ得ズ
埼玉	看護婦會ヲ經營セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ニ願出デ許可ヲ受クベシ、看護婦ハ看護婦組合ヲ看護婦會ハ聯合會ヲ設クルコトヲ得、看護婦會其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ公衆ノ需メニ應ジ看護婦派出ノ周旋ヲナスモノハ各郡市區ニ看護婦會ヲ設ケ會長ハ左記事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ、總テ看護婦ハ看護婦會ニ加入スベキモノトス
茨城	看護婦會又ハ看護婦組合ヲ設立セントスルトキハ設立者ハ豫メ會則又ハ規約ヲ作り知事ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セシムルトキ亦同ジ
栃木	看護婦ハ看護婦會又ハ看護婦組合ヲ組織スルコトヲ得但シ其ノ會員又ハ組合員ハ五名以上ナルヲ要ス
奈良	看護婦會又ハ看護婦組合ヲ設立セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ願出認可ヲ受クベシ
三重	看護婦又ハ看護婦ノ周旋若クハ派遣ノ業務ヲ營ムトスル者ハ所轄警察署ノ區域ニ從ヒ又ハ土地ノ狀況ニ依リ警察署數區域ヲ通ジテ看護婦組合ヲ組織スルコトヲ得看護婦組合ヲ組織セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ
愛知	看護婦ハ警察官署ノ所轄區域ニ依リ組合ヲ設クベシ但シ時宜ニ依リ數警察官署ノ區域ヲ通ジテ一組合ヲ設クルコトヲ得看護婦ハ其住所ノ組合ニ加入スベシ病院、赤十字社又ハ學校講習所養成所等ニ勤務ヲ爲スモ外部ヨリ需メニ對シ出張看護ニ應ズルモノ亦前項ニ同ジ